

事例番号	④-(1)
事例名	住民団体等への草刈り業務委託制度
自治体名	岩手県
導入時期	平成 18 年 4 月
取組の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が管理する道路の草刈りは、県内各地を統一的な基準で実施しているため、地域の実情に合った草刈りができていないという声が多数寄せられていた。 ・ 平成 17 年度に道路の維持管理を考えるワークショップを県内各地で開催し、地域の草刈りは地域にまかせた方が、効果的・効率的に実施できるとの意見が多かったことから、本制度を導入した。
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等の団体と委託業務契約を行い、県が管理する道路の草刈を実施する。 ・ 県は草刈りの面積に応じた委託金額を支払い、また、必要に応じて、ヘルメットやバリケード等の安全施設の貸し出しを行う。
内容	<p>[業務の流れ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約は、毎年実施。 1. 希望する団体から広域振興局土木部等への照会・相談 2. 団体からの申請書の提出(5月頃まで) 3. 広域振興局土木部等で委託先を決定 4. 委託契約(6月頃) 5. 団体による除草作業 6. 団体からの完了報告書の提出 7. 広域振興局土木部等による完了検査 8. 委託料支払い(10月末頃) <div data-bbox="464 1272 1428 1680" style="text-align: center;"> <p>委託制度の流れ（令和2年度版）</p> <p>草刈りを希望する団体から各広域振興局土木部又は土木センタへ照会・相談 → 申請書の提出（団体） → 委託先決定（各広域振興局土木部等） → 委託契約 → 除草作業（団体） → 作業完了報告書（団体） → 完了検査（各広域振興局土木部等） → 委託料支払（各広域振興局土木部等）</p> <p>【募集期間】 4月中旬～5月31日 6月初旬 3ヶ月程度 作業終了後速やかに提出 完了報告書受付後10日以内 請求があった日から30日以内</p> </div> <p>[参加の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募する住民団体は、概ね 20 人以上の団体を目安とする。 ・ 契約できる金額の上限は、100 万円までとする。 ・ 道路脇の作業となるため、安全面には最大限注意すること。道路使用許可申請、交通誘導員の配置、保険加入(障害・賠償)は必須とする。

[草刈り実施範囲・時期]

- ・ 草刈りの対象箇所は道路両脇 0.5m から 1m とする。
- ・ 草刈りの実施区間は、広域振興局土木部等と協議の上決定し、委託を受ける団体が存在する地域又は隣接地域の範囲内とする。
- ・ 委託契約(6 月初旬頃)後、概ね 3 ヶ月間の道路脇の草刈りによる道路美化に協力いただく。

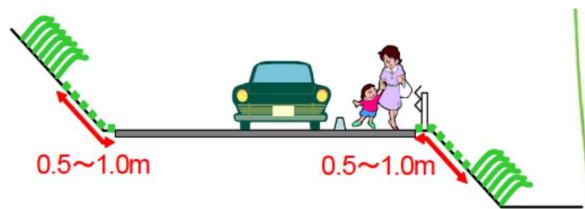


図 草刈り範囲イメージ

[委託料]

- ・ 除草面積、作業方法によって決定する。(各年度の契約額は、当該年度の 4 月頃に決定する)

表 令和二年度の単価の例(免税事業者、誘導員有り)

作業方法 面積	除草作業のみ	除草・集積作業	除草・集積・ 積込運搬作業
1,000 m ² ~ 1,200 m ² の場合	59,500	76,500	96,500
面積加算分 (200 m ² 毎)	8,800	12,200	16,200

- ・ 障害・賠償保険料、道路使用許可申請費用、交通誘導員費用は含まれる。
- ・ 処分費が必要な場合は、県と協議して決定する。
- ・ 委託する期間内の草刈り委託料となるため、2 回以上草刈りをして、委託料は変わらない。

取組によって
得られた効果

- ・ 近年は約 350 団体と契約している。新規団体もあるが、多くは継続団体である。
- ・ 契約団体にアンケート調査を行った結果、「地域の連帯感が深まった」「地域の活性化が図られた」といった意見が多かった。
- ・ 委託料が自治会等に入ることにより、自治会活動の幅が広がり助かっているという意見が出されている。
- ・ 現場においては、この制度を導入した地区からの草刈りに関する苦情が減っていると感じている。

工夫した点

- ・ 通常の草刈り業務委託と比較して、提出書類を必要最小限のものとし、自治会等の事務負担が軽減するよう各種様式の簡素化を図った。
- ・ また委託事務に慣れない自治会等でも資料を作成できるようマニュアルを整備し、一つのファイルですべての様式が作成できるようシステム化等を行った。
- ・ 自治会等の事務負担軽減の取組や PR 活動等により、団体数を維持しており、制度の継続に繋がっているものと考えている。

課題

- ・ 高齢化のため、契約を見送る自治会等もあるが、団体数の維持や新たな団体を増やすための積極的な事業の PR 活動などを行っている。

連絡先

岩手県 県土整備部 道路環境課 [電話番号 019-629-5879]